

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

竜王町長

市町村名 (市町村コード)	竜王町 (253847)
地域名 (地域内農業集落名)	西出 (西出)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月19日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・西出地域は竜王町地区の大字山之上に属する四集落(東出、西出、新村、西山)の内の一集落であり、大字山之上地域全体では水田農地以外に、南部丘陵地には果樹園芸団地もあり、一部、水稻果樹等の複合経営も行われている。

・本地域計画エリアの西出地域(水田農地)の中には、山之上4集落の耕作農家(農地所有も同様)が混在しており、元々地域間調整が難しいことから、農地の集積に課題のある地域である。

・各営農組織や集落営農農業法人も集落毎の属人主義あり、管理農地と集落エリアに大きな違いがあるので、集約化等が進まない、その要因の一つである。

・西出集落農家の組織は、平成17年度には、転作(麦作等)を主に取り組む「特定農業団体A」を設立し、平成26年度には、この活動を発展させるべく、「農事組合法人B」に移行しました。

しかしながら営農法人設立までの間、水田協業化も進まない中、離農者が増え集落内の大規模認定農家への権利設定が進み、西出地域の56%が1経営体に集積されているのが現状である。

・法教寺地区については年々鳥獣被害が増加し、畦畔水路等の農業施設の破壊や農作物被害も絶えず、米・麦・大豆作の体系では営農経営が非常に厳しい状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・今回の地域計画策定を期に、離農意向農家に対してヒヤリングを行いBへの権利設定を図る

・隣接集落東出新村集落とは、3地域で農家が混在していることから、3法人(農法2、株式会社1)の利用調整等を図り、経営体の持続拡大を図り農地を守る。

・獣害区域については大規模畜産経営体に牧草作付けによる集約を図り、引続き農地保全を行う。

・これまでの環境こだわり農産物生産の実績を踏まえ、果樹団地やアグリパーク竜王直売所等の立地を更に生かし、水稻、麦、大豆以外の消費者ニーズにあった特徴ある農産物の生産販売の拡大を図る。

・竜王町バイオマスガス化プロジェクトとの方向性に協力しながら、発生堆肥・液肥の利用、飼料稲の栽培、藁の提供等の耕畜連携を当地域でも積極的に担っていきたいと考えている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	47.71 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	47.71 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当地域および山之上地区の 担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農業委員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用適正化推進委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点では未定である。町の方針が示されたら、少なくとも耕作の省力化を図る整備に向け検討を始めたい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内だけでの担い手の確保は厳しく、当地域を含む大字山之上四地区（東出、西出、新村、西山）の広域地域において、四地区が連携をしながら、現在及び新規担い手の確保育成を図るために、日頃から竜王町およびJA等と連携を密にして、実現に向けて取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稻・麦の防除作業及び大豆収穫は、大規模経営体が作業受託を実施しており、作業効率化が図れる作業は今後も続ける。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

① 鳥獣被害対策として飼料作物作に転換し被害軽減と経営力向上を図る

② バイオガス化プロジェクトとの連携。（発生肥料の利用、稲わらの提供）
環境こだわり栽培の継続拡大。（安全・安心で環境に配慮した作物の生産販売）

③ 超省力化や高品質生産に繋がる機械の導入の検討。

⑦ 土地持ち非農家を巻き込んだまるごと保全向上対策の取組みによる用排水路の保全活動の継続。